

日薬連発第 733 号
2024 年 11 月 15 日

加盟団体 殿

日本製薬団体連合会

医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No.216」の提供について

標記について、2024 年 11 月 15 日付け事故防止 166 号にて公益財団法人日本医療機能評価機構 医療事故情報収集等事業 後 信 執行理事より通知がありました。

つきましては、本件につき貴会会員に周知徹底いただきたく、ご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

事故防止 166号
2024年11月15日

関係団体 殿

公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故情報収集等事業
執行理事 後 信
(公印省略)

医療事故情報収集等事業 「医療安全情報 No. 216」の提供について

平素より本事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知すべき情報を取りまとめ、11月15日に「医療安全情報 No. 216」を本事業参加登録医療機関並びに本事業参加登録医療機関以外で希望する病院に提供いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この医療安全情報を含め報告書、年報は、本事業のホームページ (<https://www.med-safe.jp/>) にも掲載いたしておりますので、医療事故の発生予防、再発防止のために、貴団体の取り組みにおいてご活用いただければ大変幸いに存じます。

今後とも有用な情報提供となるよう医療安全情報の内容の充実に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

永久気管孔のある患者への 無効な換気

永久気管孔のある患者に、鼻・口から無効な換気を試みた事例が報告されています。

2018年1月1日～2024年9月30日に11件の事例が報告されています。この情報は、[第76回報告書「分析テーマ」](#)で取り上げた内容をもとに作成しました。

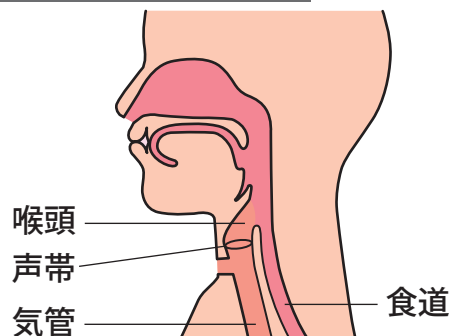
事例のイメージ



永久気管孔は、気管切開と異なり、鼻・口と気管～肺が完全に分離しているため、鼻・口から換気はできません。

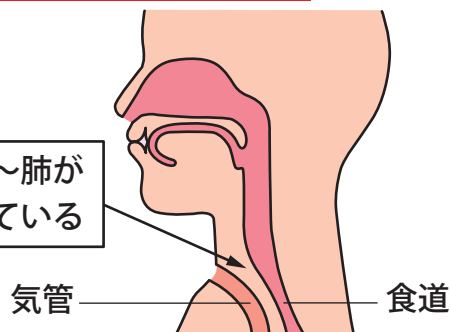


【参考】気管切開の構造



永久気管孔の構造

鼻・口と気管～肺が完全に分離している



永久気管孔のある患者への無効な換気**事例1**

患者は、永久気管孔が造設されていたが、ICUのスタッフにはその情報が共有されていなかった。患者の呼吸状態が悪化し、担当看護師は集中治療科医師に対応を依頼した。集中治療科医師は鼻・口からバグバルブマスクで換気を試みた。その後、駆け付けた担当医が、患者は永久気管孔が造設されており、鼻・口からは換気ができないことを指摘した。永久気管孔から気管切開チューブを挿入して人工呼吸管理を開始した。

事例2

患者は、喉頭気管分離術後で永久気管孔から人工呼吸管理中であった。人工呼吸器のアラームが鳴り、看護師が訪室したところ、気管切開チューブが抜けていた。看護師は永久気管孔であることを知らず、鼻・口からバグバルブマスクで換気を試みたが、SpO₂は改善しなかった。駆け付けた当直医が、換気ができていないことに気づき、永久気管孔から気管切開チューブを挿入し、換気を行った。

事例が発生した医療機関の取り組み

- 患者が永久気管孔造設後であることを電子カルテの決められた場所に記載し、医療者間で情報共有できるようにする。
- 永久気管孔のある患者の緊急時の対応方法についてベッドサイドに掲示する。
- 永久気管孔の構造と換気方法について、医師・看護師に周知する。

上記は一例です。自施設に合った取り組みを検討してください。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業（厚生労働省補助事業）において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会委員の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページをご覧ください。 <https://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)
<https://www.med-safe.jp/>